

規制の事前評価書

法令案の名称：医療法等の一部を改正する法律案

規制の名称：外来医師過多区域の設定及び外来医師過多区域における医療機能の要請・勧告、保険医療機関の期限付指定

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：医政局地域医療計画課

評価実施時期：令和7年1月

1 規制の必要性・有効性

【新設】

<法令案の要旨>

- ・外来医療を行う医師の数の、外来患者の数に対する比率に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率その他厚生労働省令で定める指標が、厚生労働省令で定める基準を超える区域がある場合において、都道府県知事が地域において特に必要とされる外来医療（以下「地域外来医療」という。）を確保するための措置を講ずる必要があると認める区域として指定したもの（以下「外来医師過多区域」という。）において、医科の無床診療所を開設しようとする者（以下「開業希望医師」という。）は、開設する日の6月前までに、地域外来医療の提供に関する意向等を都道府県に届け出なければならないこととする。
- ・その上で、都道府県知事は、届出をした者が当該区域における地域外来医療の提供をしない意向を示しているときは、届出者その他厚生労働省令で定める者（以下「届出者等」という。）に対して、当該協議の場での説明を求め、その理由がやむを得ないものと認められないときは、地域において特に必要とされる外来医療を担うことを要請することができることとする。
- ・都道府県において、当該要請の履行がなされていないと認める場合は、届出者等に都道府県医療審議会への出席・説明を求めた上で、当該要請を履行しない理由等がやむを得ないものと認められない場合には、当該届出者等に対して地域において特に必要とされる外来医療を確保するための措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・また、厚生労働大臣は、当該要請に応じない、勧告を受けた又は当該勧告に従わない保険医療機関に対し、その指定期間について3年以内の期限を付すことができること等とする。

<規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・外来医療について、都道府県が外来医療に関する協議の場を設け、関係者と協議を行い、その結果を取りまとめて公表する仕組みを導入したほか、医療機関が都道府県知事に対して、外来医療に係る機能を報告する外来機能報告制度を新設し、地域の医療機関の外来機能の明確化及び連携に向けて、データ等に基づく議論を地域で進める仕組みを設けている。
- ・都市部における診療所の増加は続いており、人口・医療ニーズに比して、医師の数が過度に集中している地域があり、2040年頃を見据え、生産年齢人口の減少が加速していくことを踏まえると、医療資源の効率的な配分の観点から、地域で必要とされる機能を担っていただくことが重要である。

<必要となる規制新設の内容>

- ・開業希望医師は、開設する日の6月前までに、地域外来医療の提供に関する意向及び当該診療所の開設場所等の基本的な事項を、都道府県に届け出なければならないこととする。
- ・その上で、都道府県知事は、届出者等が当該区域における地域外来医療の提供をしない意向を示しているときは、当該届出者等に対して、外来医療の協議の場での説明を求め、その理由がやむを得ないものと認められないときは、地域外来医療を担うことを要請することができることとする。
- ・都道府県において、当該要請の履行がなされていないと認める場合は、届出者等に都道府県医療審議会への出席・説明を求めた上で、当該要請を履行しない理由等がやむを得ないものと認められない場合には、当該届出者等に対して地域外来医療を確保するための措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・保険医療機関たる無床診療所に関して、地域外来医療の提供を求める観点から、外来医療機能の要請に応じないもの、勧告を受けたもの又は当該勧告に従わないものについて、厚生労働大臣は、当該保険医療機関に対し、その指定期間について3年以内の期限を付すことができることとする。また、当該期限の付された指定期間が満了した場合の更新については、健康保険法第68条第2項の規定にかかわらず申請があったものとみなさず、再度指定の申請を行うものとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・検討会において、医師少数区域等での勤務経験を外来医師基準超過区域で新規開業する場合の要件にすること等の意見があった。

<その他非規制手段の検討状況>

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

■非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・新規開業希望者に対して、地域で不足している医療機能の提供等の必要な対応を促す観点から、診療報酬等において、インセンティブ・ディスインセンティブを含め、どのような対応が考えられるか引き続き検討する。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

- ・医師偏在の緩和及び医療資源の効率的な配分が期待でき、効率的な医療提供体制の確保に寄与する。

4 負担の把握

【新設】

<遵守費用>

- ・開業希望医師について、開設する日の6月前までの医療機能の提供予定に係る事項等の届出義務等が発生するため、届出の作成及び提出等を行うための費用が生じる。

<行政費用>

- ・開業希望医師からの届出の確認や、協議の場の開催等の費用が生じる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・外来医師多数区域において新規開業する場合は、地域の不足診療科や医療機能を補う場合に限り、保険医療機関として指定し、順守しない場合は指定を取り消すべきである。
- ・医師偏在是正のためには色々な地域・立場の関係者において合意形成が重要であることは理解するが、一方で、現案の規制的手法では偏在是正効果が弱い。実効性を確保するため、都道府県の勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を取り消すなど、規制の強化が必要である。
- ・新規開業者への情報提供や要請は重要であるが、実効性を確保するために、関係者の理解を得ながら段階的に進めるべきである。
- ・自由開業の否定となるような保険医療機関の取消等の強い規制的手法には反対である。地域の実情を情報提供し協議する場を設けることが重要であり、新規開業を考える医師やコンサルタントに理解してもらう必要がある。
- ・医師多数区域の規制的手法を厳格にしたところで、決して少数区域には医師は向かない。むしろ規制的手法を強めるということよりも、本当に必要な少数区域への医師の派遣の公的な仕組みが必要なのではないか。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第110回社会保障審議会医療部会、令和6年9月5日
- ・第112回社会保障審議会医療部会、令和6年11月15日
- ・第9回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年9月30日
- ・第12回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年11月20日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・厚労省 HP にて公表

社会保障審議会医療部会：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126719.html

地域医療構想等に関する検討会：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_436723_00010.html

6 事後評価の実施時期

【新設】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（法律の施行後5年）を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案のうえ、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。